

(様式第1号)

届出駐車場チェックリスト

年 月 日

住所 設置者 氏名	電話番号：() -		
駐車場名	設置場所	玉野市	
駐車形態	機械式・自走式・平面・その他() 注：該当項目を○で囲むこと		
リスト作成者	電話番号：() -		

全ての駐車場

注：チェック欄は適合している場合は○を記入のこと

	チェック	審査
1 出入口を設置できない部分(令第7条第1項第1号)		
(1)交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル		
(2)交差点の側端又は道路のまがりかどから5メートル以内の部分		
(3)横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5メートル以内の部分		
(4)安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分		
(5)乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10メートル以内の部分		
(6)踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分		
(7)横断歩道橋(地下横断歩道を含む。)の昇降口から5メートル以内の道路の部分		
(8)幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から20メートル以内の部分		
(9)幅員が6メートル未満の道路、縦断勾配が10%を越える道路、橋		
2 出入口の安全(令第7条第1項第2～5号) ※出入口を道路内に設ける場合は適用しない		
(1)2以上の前面道路がある場合、自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に出入口を設けること		
(2)駐車の用に供する面積が6,000平方メートル以上の場合、出入口を分離し、かつ、それらの間隔を道路に沿って10メートル以上とすること		
(3)自動車の回転を容易にするため必要があるときは、隅切りをし、切取線の長さを1.5メートル以上とすること		
(4)出口から2メートル(特定自動二輪車の場合は1.3メートル)後退した車路中心線上1.4メートルの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右それぞれ60度以上見通せること		
3 車路(令第8条第2号)		
・交互通行の幅員5.5メートル以上、一方通行の幅員3.5メートル以上 (特定自動二輪車の場合は、それぞれ3.5メートル以上、2.25メートル以上)		

建築物である路外駐車場

注：大臣認定装置については、警報装置以外は適用除外

1 車路の構造(令第8条第3号)	チェック	審査
(1)はり下の高さは2.3メートル以上とすること		
(2)屈曲部は自動車を5メートル以上の内法半径で回転できること (特定自動二輪車の場合は、3.0メートル以上)		
(3)傾斜路の縦断勾配は17%を超えないこと		
(4)傾斜路の路面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる		
2 車室の構造(令第9条)		
・はり下の高さは2.1メートル以上とすること		
3 避難階段(令第10条)		
・直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階に車室を設ける場合、建築基準法施行令第123条第1項若しくは第2項に規定する避難階段又はこれに代る設備を設置すること		
4 防火区画(令第11条)		
・給油所その他火災の危険のある施設を附置する場合、耐火構造の壁又は特定防火設備で区画すること		
5 換気装置(令第12条)		
・床面積1平方メートルにつき毎時14立方メートル以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けること。ただし、換気に有効な開口部の面積がその階の床面積の10分の1以上であるものは適用除外		
6 照明装置(令第13条)		
・車路の路面10ルツクス以上、車室の床面2ルツクス以上		
7 警報装置(令第14条)		
・出入口について警報装置(カーブミラー等も可)を設けること。ただし、出入口が別の場合、入口には不要		
8 確認申請の提出、審査の状況		
備考		

管理規程

記載事項(法第13条第2項、規則第3条)	チェック	審査
(1)路外駐車場の名称		
(2)路外駐車場管理者の氏名及び住所 (法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所)		
(3)路外駐車場の供用時間に関する事項(休業日、開始及び終了時刻)		
(4)駐車料金に関する事項(確定額)		
(5)路外駐車場の供用契約に関する事項(損害賠償に関する事項も含む)		
(6)路外駐車場の構造上駐車できない自動車		
(7)路外駐車場の業務に附帯して行う燃料の販売、自動車の修理その他の業務の概要		
備考		